

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回一日發行)

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷十三第

行發日一月二年五和昭

## 論 叢

國稅地租の課稅標準 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

國際價格の理論 . . . . . 文學博士 高田 保馬

經營學論 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說 苑

チュルゴの『富の形式と分配』 . . . . . 法學士 山口正太郎

明治政府の貸附金 . . . . . 經濟學士 吉川 秀造

## 講 演

大都市及其附近に於ける交通機關に就いて . . . . . 法學士 種田 虎雄

## 雜 錄

ドイツに於ける合理化運動の機關 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

フランスに於ける庶民銀行に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

米國に於ける生命保險信託に就て . . . . . 經濟學士 和賀賢治郎

近江愛知郡志を讀みて . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(葉 轉 載)

## フランスに於ける庶民銀行に就いて

松岡孝兒

中小商工業に對する金融が、國民經濟全體の活動力に甚大なる關係を有つことは、特に謂ふまでもない。

従つて各國は、その從來よりの金融機關によつて中小商工業の金融が圓滑に行はれてゐると稱せられるものを除くと、<sup>1)</sup>或は特に之がために新金融機關を設けることにより、<sup>2)</sup>或はかくの如き新金融機關の設置の外に從來より有する一般金融機關の業務を擴張することにより、<sup>3)</sup>その金融活動の圓滑を圖つてゐる。

此間に在つて我國の現狀は如何？ 實際中小商工業者救済案としての金融的方便は、從來より屢々繰り返されて問題とされて居り、特に昭和二年の謂はゆる金融恐慌後に起れる大銀行への資金集中の傾向は、次第に此の問題の解決に暗雲を低迷せしめてゐる。この現

狀に應ずるための施設としては、特殊銀行及一般中小銀行の外特に庶民金融機關として考へられてゐる貯蓄銀行、信用組合、無盡業、公益質屋等を數へることが出来る。しかも亦近來當局には、庶民銀行設立の議ありといふ。果してかくの如くんば、我國中小商工業金融に於ける施設は、益々多種多方面に亘らんとしつつあるものと謂ふべきである。

庶民銀行に就いては、歐洲に於て已に第十九世紀の中頃ドイツ、イタリヤ、スエス等に設立されたところであるが、フランスに於ても一九一七年三月十三日の法律によつて設けられた。(同法律はこの庶民銀行 *Banque populaire* と共に相互保證組合 *Société de cautions mutuelle* の規定をも示してゐるが、今は之に觸れなす。)

私は以下フランス庶民銀行が設立された一九一七年三月十三日の法律の目的を述べ、更に同庶民銀行に與へられた特點、同庶民銀行に對する政府補助に對し政府の要求する條件を説き、最後に同銀行の活動狀態に

- 1) 海外經濟事情 Vol. II. No. 19. July. 1920. 參照
- 2) Cf. Bulletin de statistique et de législation comparée, Janvier.-Juin. 1917.
- 3) Cf. Our biggest bank to serve small borrowers in Literary Digest. Vol. 97. 1928; The Morris plan by Stowe in Outlook; Vol. 109. 1915; Mor-

就いて若干叙述したいと思ふ。

一、一九一七年三月十三日

### 法律の目的<sup>4)</sup>

同法律の目的とするところは、フランスに於ける中小商工業者にして資金を必要とするも、自己の資力のみを以てしては單獨に之に應ずるの力なきものを救助するにある。元來、この中小商工業者は、たとひ今日の資本主義的經濟組織の下に於ける企業集中の大勢よりして減少する傾向に在るものではあるとしても、然し其の過去に於ては勿論、現在に於ても、この種階級の活動によつて齎されて居る結果といふものは尙ほ極めて大なるものがあつて、到底無視し得ない状態に在るばかりでなく、特にフランスに於ける中小工業者の技術の優秀に至つては、夙に著聞するところであり、此等の事情は遂に驅つて本法の如き救濟策を講ずるに至らしめたものである。

此種中小商工業に對する補助に關しては廣く一般に

雜錄 フランスに於ける庶民銀行に就いて

説明されてゐるやうに、其の重點は大體次の三點に歸する。

一、設備資金の補助——元來此の種の補助は、その資金需要者の總數に對し、その必要とする資金の總額を與へんとするものではない。唯自己獨立の手段のみを以てしては、その必要とするところのものを満し得ない場合これによるといふに於て、始めてその存在の理由なるものが現はれて來るものであつて、此の意味からして設備資本の補助は、極めて注目すべき特性を有つものである。

二、運轉資金の補助——一般に此種中小企業の必要とする補助は、此の第二の場合である。蓋し中小商工業者の如き獨立小規模の企業にあつては、屢々其の實際經營上の豫測を誤り、更に之より生ずる運轉資金の缺乏を生ずべきは明かなことであるからである。従つて亦此種階級の人々がこの運轉資金の補助あるによつて、巧にその企業經營の危機を脱し得ることも容易に考へ得られるところである。

ris plan Bank in the Financial Organization of Society by Moulton.

4) Loi ayant pour objet l'organisation du crédit au petit et au moyen commerce, à la petite et à la moyenne industrie (Bulletin de statistique et législation comparée, janvier à juin 1917. p. 382 et suiv.)

三、債權の資金化——今日の經濟組織に於ては、小賣商を除くと、商品の賣買が現金の授受によつて行はれるといふことは殆んど考へられない。此の事情は一度債務者側に於て支拂の延期がおこると、乃ち債權者側に於ける債權の固定化を生ぜしめ、このことは互に信用の紐帯によつて結合された今日の經濟組織を巡つて一のアネミーを生ぜしめる。勿論資金の豊富なるものは、かくの如き場合に於ても容易に之に對應することはできるけれども、その弱少なるものに至つては同一に論ぜられない。かくの如き場合、庶民銀行の活動は必然的に要求されること亦た當然であると云へやう。

以上論述せるところにより、庶民銀行のなすべき補助には、二つの本質的な特性がある。第一は中小商業者に對する保護といふ點であり、第二はかくの如き補助は一時的のものたるべしといふ點である。庶民銀行なるものが問題となるのも亦、かくの如き意味に於てである。そしてまた、この二つの特性こそは、實に

斯くの如き中小商業者に對する金融を規定せる一九一七年三月十三日の法律の精神であると云ふことができやう。

## 二、庶民銀行に認められた特點

庶民銀行の目的は以上述べた通りである。然らばかくの如き銀行が、一般普通銀行に比べて、如何なる特點を與へられてゐるか。これに取扱はんとする問題である。政府が此の點に就いて認めた第一の特點は資金の無利子融通であり、第二の特點は免稅其他の點である。以下まづ無利子資金の融通について述べ、更に免稅其他の點に亘つて説明するであらう。

一、政府による無利子資金の融通——本來庶民銀行が運用し得る資金が、まづ其の出資者によつて拂込まれた資本金及其の預金者によつて預入れられた預金にあることは勿論である。然しかくの如きもののみを以てしては到底其の需要する資金を滿し得ない。是に於て政府による無利子資金の融通が必要となる。

5) Op. cit. pp. 382 et 383.

この融通資金には、法律によつて認められたものと、フランス銀行借入金によるものとの二種あるが、その金額は大體に於て増加する傾向にある。一九二五年十二月末日に於てその額は八〇、九一〇千フランに達してゐるが、其内譯は左の如くである。(單位千フラン)

法律によるもの

一九一七年三月十三日の法律……………	一、二、〇〇〇
一九二一年四月三十日の法律……………	八、〇〇〇
一九二二年一月七日の法律……………	三、〇〇〇
一九二三年六月三十日の法律……………	一、二、〇〇〇
一九二五年三月十日の法律……………	九、〇〇〇
フランス銀行よりの借入金 <small>(一九二一年四月三十日の法律によるもの)</small>	
一九二一年度……………	一、三、三〇八
一九二二年度……………	五、一二九
一九二三年度……………	五、九三〇
一九二四年度……………	八、三二四

雜 錄 フランスに於ける庶民銀行に就いて

一九二五年度前半期…………… 四、二一九  
 總計…………… 八〇、九一〇

其後此の金額は増加して、一九二七年七月に於ては、八九、八六八千フラン、一九二八年七月に於ては、九三、五一一千フランに達してゐる。

二、免稅其他の特點——政府は單に無利子資金の融通に依つて庶民銀行の活動を援助するのみでなく、更に免稅其他の特點をも附與してその活動を容易ならしめてゐる。今まづ免稅について見ると左の如き規定がある。

イ、一九一七年三月十三日の法律第八條の規定は、庶民金融機關に對してその營業稅及有價證券所得稅を免除してゐる。

ロ、一九二〇年八月七日の法律の規定は、庶民銀行に對しその取引稅を免除してゐる。

ハ、一九二五年四月二日の規定は、法律によつて認められた農業信用金庫の債權、預金及供託に對する免稅をば、更に擴張して庶民銀行に對しても適用してゐる。

6) 此の數字は議事録によつたものであるが、其内容は明示されてゐない。

る。尤も此の適用は庶民銀行の負擔となるもののみ  
に制限されてゐる。従つて庶民銀行に對して預託され  
た預金は免税されるが、其の貸付にあつては個人に對  
するものも、また團體に對するものも、すべてその適用  
を受けない。

次に一九一七年五月十三日の法律の規定は、庶民銀  
行に對し一般商事會社の義務たる公開に關する規定の  
適用を免除してゐる。尤も之に代るものとして庶民銀  
行は、其本店所在地の地方裁判所に對して一定の供託  
をなすべき義務を負ふものではある。然しこれに對し  
ては多くの批難が提出された。即ち或は之を以て特權  
の濫用であるとし、或は之を以て不正特權であるとし、  
更に或は斯くの如き免税を今日存せしめることは  
立法者意思への不當なる干渉であるといふのである。

尙ほこれは庶民銀行に對してのみ認められたもので  
はないが、フランス銀行が庶民銀行に對しその手形の  
再割引を行ふといふことは、フランス銀行によつて認  
められた資金融通上の一特點として數へることができ

る。

### 三、政府が其の補助に對し 要求する條件<sup>7)</sup>

同法律の目的とするところは、中小商工業者に對し  
一時的補助を與へることにあることは既に述べた通り  
である。此の點に關して政府は次の如き要求をしてゐ  
る。

一、對人信用たるべきこと。——元來貸付なるもの  
は、常に貸付を受ける能力あるもの、みに對して行は  
れるばかりでなく、更に貸付を受ける資格あるものに  
對しても行はれなければならない。此點からして、庶  
民銀行の貸付なるものが、對人信用たるべきことは最  
も強く要求されてゐるところである。蓋し、中小商工  
業者には、元來擔保とすべきものがない、其の點にそ  
の金融難の根本原因が横つてゐるからである。此の意  
味に於て庶民銀行は、受信者の提供する實物擔保より  
も、更に其の人格を重んずるものである。尤も庶民銀

7) Revue politique et parlementaire, avril 1929, pp. 73 et 74.

行と雖も署名以外の擔保を全然要求しないわけでないことは勿論であるが。

二、貸付は分散的なるべきこと。——貸付が特種な方面に偏在することから来る危険を避けるために、庶民銀行の活動は、各方面に亘つて分散的に行はれることを要求する。此の注意は庶民銀行に對する出資者の側についても同様である。

三、取引信用たるべきこと。——庶民銀行の貸付が消費信用即非生産的信用を對象として取扱ふべからざることとは當然である。一九一七年三月十三日の法律が、庶民銀行の行ふ貸付は商工業其他の受信者の職業に對し正常なる使用に充用せらるべきことを規定してゐるのは、實にこの意味に解さるべきである。

四、最初の一定期間の補助たるべきこと。——以上述べた三點は、政府が庶民銀行に對して貸付をなすに當つての條件をのべたものであるが、最後に取扱はんとする第四點は、政府が庶民銀行に對する補助の性質に關するものである。此點から見て政府の補助が、最

初に於ける一定期間のものたるべきことは、庶民銀行の行ふ貸付の本來の面目から云つて當然である。従つて庶民銀行は、其の活動上必要なる資金は、元來飽くまでその會社資本及預金に求むるを本體とするものである。かくの如き點からして庶民銀行は、徒に低利を以て活動するために、金融市場の状態が正常なる時に於ても尙ほ政府の補助を利用するやうなことは避けなければいけない。この意味に於て、政府の補助は最初に於ける一定期間の補助たるべきことが益々正確に規定されなければならないわけになる。

#### 四、庶民銀行の活動<sup>8)</sup>

庶民銀行の數は、世界大戰直後に於て僅に三行を數へるに過ぎなかつたが、其後引續いて増加し、一九二七年には八一行、一九二七年に於ては實に一〇〇行を數へるに至り、其の營業所數(支店及出張所を加へたる)に至つては四五九の多數に上つてゐる。

次表は、一九二七年末日迄に於ける庶民銀行數、同

8) Op. cit. pp. 75-77.

營業所數、其の出資者數、並びに拂込資本額の發展傾向を示すものである。(拂込資本單位百萬フラン)

銀行數	營業所數 <sup>9)</sup>	出資者數	拂込資本
一九一八年	三	三	六二四 〇七
一九一九年	三	三	五、五〇 五
一九二〇年	七〇	七〇	三、六四 三
一九二一年	八一	八一	二、三五 二
一九二二年	六六	一八〇	六、五五 三
一九二三年	一〇〇	二八〇	三、九九 〇
一九二四年	一〇〇	三三七	四、六三 三
一九二五年	一〇〇	三六四	四、五七 六
一九二六年	一〇〇	四〇五	五、八七 七
一九二七年	一〇〇	四九六	五、九五 九

更に銀行數及其の營業所數の増加は、以下次表に於て示すところの取引總額、手形數及其の手形金額、預金額を見る時に於て、最も順調に發展しつゝあることが容易に看取される。(金額單位百萬フラン)

取引總額	手形數	手形金額	預金
(單位千枚)			(十二月現在)
一九二一年	五、六〇〇	七九六	—
一九二二年	九、三六七	一、九六七	—
一九二三年	一六、二七四	三、八七〇	—

一九二四年 三、三五五 三、三五〇 一、五五  
 一九二五年 六、〇三八 四、六五五 四、二二 三、八三  
 一九二六年 四、七〇八 五、二四〇 六、二五五 四、四  
 一九二七年 五、四三三 五、七〇〇 七、二五三 八、九

以上示すところにより、庶民銀行が一九一八年に始めて設立されてから、その活動に極めて著しいものがあることは一目以て瞭然である。然しまたその反面に於て、かくの如き結果は果して同銀行設立の當初から豫想されてゐた立法者意思と間然するところなく一致してゐるかどうかといふことも、極めて問題を含むところである。其の理由とするところは、庶民銀行は勿論發展進歩してゆく當然の過程に在るものであらうが、併し上述せる現實の發展なり進歩なりには何等か人爲的なものが含まれてゐないか、換言すれば庶民銀行はその設立當初に於ける立法者の認めた規定以外に亘つてその活動範圍を過度に擴張せしめなかつたかといふ懸念が存在するからである。例へば庶民銀行は、中小商工業者のみを救助するを目的とするものであるにも拘らず、屢々其の取引先の中には銀行理事者の關

9) 支店及出張所數を含む



係者が加へられ、更に惹いてはその取引者と取引關係を有する大商工業者が次第にその取引者中に増加するに至つてゐるが如き事情があるからである。

更に庶民銀行の行ふ投資に關しては、特に法律上之を規定してゐる明文はない。併し政府の解するところによると、庶民銀行に對しては明に一定の取引例へば投機取引に對する貸付の如きものは之を禁止してゐるやうである。此の點から見ても庶民銀行がなせる投資中には極めて遺憾なるものが尠くないが、更に現在庶民銀行が取扱つてゐる業務も——一々その細部には亘らないが——法律上規定されてゐるものよりは遙に多方面に亘つてゐるやうである。

更にまた庶民銀行中のあるものは、法律がその活動地域の過度な擴張を希望しなかつたにも拘らず、多數の營業所數を増加してその業務の飛躍的發展を企圖したものがあつた。例へばサヴォア商工貸付組合がオート・サヴォア縣に於て十二支店を設けたるが如き、又巴里東部商工庶民銀行が二十支店を設けたるが如きはこ

の例である。

之を要するに庶民銀行は、之と同種の他の金融機關特に銀行と競争するためにあらゆる手段を用ひたのであつて、これがためには國家が庶民銀行に對して與へた特權をも濫用して敢えて顧なかつたかの觀がある。

従つてかくの如き庶民銀行の活動に對して擧げられた批難なるものは、また實に尠少なからざるものがある。今その一々について述べることは略して、こゝに一九二八年十月二十六日巴里に於て開催された地方銀行シンジケート總會に於ける決議を紹介したいと思ふ。

端的に云へば此の決議は、前述せる庶民銀行の特點廢止にある。其の主張するところは左の諸點である。

一、庶民銀行は一九一七年三月十三日の法律によつて禁止された業務を其後漸次行ひつゝあるといふこと、

二、庶民銀行の有する資金融通上の利益は、法律によつて明示されてゐる庶民銀行本來の特性にのみ限ら

るべきこと、

三、然るに庶民銀行は政府の無利子資金の融通及び免稅等の特點以外に更に預金及供託に關する利子に對して免稅の默認を得てゐること、

四、かくの如き預金及供託に關する利子に對する免稅は、屢々庶民銀行に向つて免稅利用といふ立場からして資本金及び大商工業者の資金をば吸收せしめるに至るものであること、

五、從つてかくの如く政府が庶民銀行に對して預金及供託利子の不當な免稅を默認するといふことは、租稅の平等なる負擔といふ思想に相反するものであること、

六、要するに庶民銀行の取引者がこの默認によつて其他のすべての銀行のすべての取引者が負擔する稅を免れるといふことは、これにより庶民銀行が地方銀行に對し非正義且つ非合法的競争を助長せしめるものであるといふに存する。

要言すればこの決議の内容は、庶民銀行に對して第

一には一九一七年三月十三日の法律の嚴密なる適用が行はるべきこと、第二には庶民銀行の有する特點は規定以外の業務をなせる點から廢止さるべきこと、第三には庶民銀行の禁止業務を默認し且預金及供託利子免稅に對する政府の反省を求めんとするにあるといはなければならぬ。

繰り返していふ、かくの如き實例の存することは實に、立法者の意思が如何に適正であつても、その意思は必ずしも正しい目的には用ひられないものであることを證するものであることを。

### 結 言

之を要するにフランスの庶民銀行は、その最初からの發展の跡極めて著しきものあるにも拘らず、またその立法者意思に於ても極めて適正なるものあるにも拘らず、其運営上より生ずる弊害のため尠からず惱されてゐるやうである。これ實に中小商工業金融の施設に於ては、徒にその種類方面を多くしても實績は之に伴

ひ得ないものであることを示す好適例である。施設の適不適は、その種類の多きに存せず、寧ろ各機關の全機能はその存在の理由に従つて全能力を發揮し得る如く組織せられ、個々の機關としてではなく、互に其目的によつて統一された一個の施設全體として其の機能を果すが如く組立てられなければならないことに存する。

已にのべた如く、我國の中小商工業者の金融機關の施設は、今や更にその種類を増加せんとしつゝあるものゝ如くである。この決心は果して今日我國の現状より推して妥當であるかどうか、またその施設の種類を増加するとしてその處置は如何になさるべきか、遇つフランスに於ける庶民銀行の例は、この問題に對して好箇の他山の石であるといふことができやう。